

分析表1 裁判例一覧表

期間 H26.7.25～H22.1.28
総数 28

	RSD発症		肯定のうち骨萎縮ない とされたもの、否定 のうち骨萎縮がある・ ないとは言えないとさ れたもの	素因減額肯定	労働能力喪失期間の 制限(67歳より短く したもの)	備 考
	認定等級	数				
肯定 (7) (うち素因 減額1、期 間制限0)	12級	1	【3】労災認定基準の3 要件全てをみたさず			【3】自賠14級→判決12級
	10級	1	【25】なし			【25】自賠12級→判決10級(機能障害 として評価)
	9級	4		(1件) 【24】20%		【28】自賠14級→判決9級 【24】自賠12級→判決9級 【1】自賠10級→判決9級。全体で併 合9級 【27】自賠もRSD肯定(9級)。全体で 併合8級
	7級	1	【4】有無についての判 断なし			【4】自賠がRSD肯定(7級)。判決は骨 萎縮・関節拘縮についてはつきり認定 せず 7級認定
否定 (18)	等級判断 せず	1				【6】健保からの求償事案
	非該当	1				
	14級	11	【22】骨萎縮中等度あ り(3要件のほかを満た さず) 【17】骨密度同年代平 均の65%(ただし、健側 との比較なし。3要件 のほかもなし、あるいは 判然としなない)		(9) 発生否定=[7] 5年=[27]【19】【14】 7年=[20]【17】【15】 【2】 10年=[9]	【19】労災9級(RSD)認定、自賠14級 →判決14級
	12級	4	【12】明らかでない		(1) 10年=[23]	【23】自賠14級→判決12級 【22】【19】【14】【12※右拇指につき】 自賠非該当→判決14級 【8】全体で併合11級(RSDとして主張 された左上肢の症状について、肩と指 の運動障害各12級) 【12】全体で併合11級
	11級	1				【16】脊柱変形として11級(疼痛含む)
14級	1					
明確に述 べない・ 判断必要 ない (3)	喪失率 10%、 慰謝料 200万円	1			(1) 10年=[10]	【10】12級に近い障害(喪失率は当初 5年10%、その後5%)
	12級	1	【13】明確に生じてい ない		(1) 12年=[13]	

分析表2 有富裁判官講演録添付一覧表

期間 H24.3.27～H17.2.15(うち【有富(1)】～【有富(6)】は、裁判例一覧表【23】～【28】と重複)
総数 18(下記は【有富(1)】～【有富(6)】を除いた12件(H21.9.18～17.2.15)について整理している)

	RSD発症		肯定のうち骨萎縮ない とされたもの、否定 のうち骨萎縮がある・ ないとは言えないとさ れたもの	素因減額肯定	労働能力喪失期間の 制限(67歳・余命の 半分より短くしたも の)	備 考
	認定等級	数				
肯定 (8) (うち素因 減額3、期 間制限0)	12級	3	【有富(14)】 【有富(16)】	(2件) 【有富(14)】後遺症損害 50%、その他30%(頸肩腕症 候群の治療歴、頸椎椎間板ヘ ルニアの身体的素因) 【有富(18)】20%(事故当事者 間の恋愛関係のトラブルによ る心因的要素)		【有富(14)】自賠非該当→判決12級
	10級	1	【有富(11)】骨萎縮な し			【有富(11)】自賠12級→判決10級 (機能障害)
	9級	1				
	7級	3	【有富(15)】	(1件) 【有富(15)】固定後損害の 50%(被害者の性格及び心因 性の反応を引き起こしやすい 素因+事故後の第2事故、第3 事故の寄与)		【有富(9)】自賠7級RSD認定→判決 7級 【有富(13)】自賠12級→判決7級 【有富(15)】複数事故(順次事故)競合 事案
否定 (4)	等級判断 せず	0				
	非該当	0				
	14級	2			15年間=[有富(8)]	
	12級	2	【有富(17)】明らかな 所見なし	(2件) 【有富(12)】50%(後遺症全体 として併合6級認定(既存障害 としての左下肢RSD7級、今回 事故による右下肢RSD否定疼 痛12級)) 【有富(17)】30%(心因的要素)	10年間=[有富(17)] 15年間=[有富(14)]	【有富(7)】自賠9級→判決12級
	11級	0				
明確に述 べない・ 判断必要 ない (0)	14級	0				
	—	—				
12級	0					

分析表3 近時約10年の裁判例の傾向

期間 H26.7.25～H17.2.15
 総数 40

	RSD発症		肯定のうち骨萎縮ない とされたもの、否定 のうち骨萎縮がある・ ないとは言えないとさ れたもの	素因減額肯定	労働能力喪失期間の 制限(67歳・余命の 半分より短くしたも の)	まとめ
	認定等級	数				
肯定 (15)	12級	4	3	2	0	RSD発症を認定して素因減額するもの 4件 喪失期間の制限をするもの0件
	10級	2	2	0	0	
	9級	5	0	1	0	
7級	4	2	1	0		
否定 (22)	等級判断 せず	1	0		0	RSD発症を否定して素因減額するもの 2件 労働能力喪失期間を制限するもの13 件
	非該当	1	0		0	
	14級	13	2	1	10	
	12級	6	2	1	3	
明確に述 べない・ 判断必要 ない (3)	14級	1	0			RSD発症の有無について判断を示さ ないもので、素因減額するもの0件 労働能力喪失期間を制限するもの2件
	喪失率 10%、 慰謝料 200万円	1	0		1	
	12級	1	0		1	
計		40	11	6	15	

分析表4 高取裁判官講演録添付一覧表

期間 H17.1.20～H11.2.16 ※下記の整理は、同一一覧表の記述をもとに行っている
 総数 25

	RSD発症		肯定のうち骨萎縮ない とされたもの、否定 のうち骨萎縮がある・ ないとは言えないとさ れたもの	素因減額肯定	労働能力喪失期間の 制限(67歳より短く したもの)	備考
	認定等級	数				
肯定 (13)	判断なし	1				【高取⑭】RSDは発症しているが、事故 と因果関係なし
	14級	1		(1件) 【高取⑤】20%(糖尿病)	【高取⑤】5年間	
	12級	5		(1件) 【高取⑪】50%(心因、典型的 なRSD症状ではない)	【高取②】20年間 【高取⑫】10年間 【高取⑳】10年間	【高取⑤】喪失率14%なので12級にカ ウントした 【高取⑪】全体で併合11級(右下肢の 股及び膝関節機能障害12級、上肢の しびれ・疼痛12級) 【高取⑥】全体で併合11級(左手及び 左上下肢RSD12級、そのほか12級)
	9級	2		(2件) 【高取⑳】30%(心因=自律神 経障害だから) 【高取㉑】休業損害・逸失利益 のみ50%(RSD発症の素因)	【高取㉑】10年間	
	7級	2		(2件) 【高取⑩】70%(心因) 【高取⑪】50%(心因)		【高取④】全体で併合5級(左上下肢に 各7級RSD)
	5級	1		(1件) 【高取⑨】30%(被害者の性格)		【高取⑨】全体で併合5級(内容不明な ので5級に整理)
	喪失率 90%	1		(1件) 【高取㉒】65%(身体的、心因 的素因)	【高取㉒】15年間	
	非該当	0				
	14級	4		(2件) 【高取③】傷害損害70%(むち 打ちの因果関係が認められる のは3割) 【高取⑥】10%(心因)	【高取⑥】12年間 【高取⑬】3年間	
	12級	4		(2件) 【高取⑧】20%(身体的心因的 素因) 【高取㉓】後遺症損害40%(身 体的素因=交感神経性ジス トロフィーだから)		【高取⑧】全体で併合11級(腰部、頸部 の神経症状各12級) 【高取㉑】全体で併合11級(両手神経 症状各12級) 【高取㉒】控訴審RSD否定12級(1番は 5級・素因減額4割) 【高取㉓】控訴審RSD否定12級(1番は RSD肯定60%喪失)
喪失率 30%	1				【高取⑩】	
明確に述 べない・ 判断必要 ない (3)	喪失率 15%	1			【高取⑫】10年間	
喪失率 30%	1		【高取①】35%	【高取①】15年間	【高取①】労災9級、自賠責14級	
9級	1		【高取⑨】30%(精神的素因)			